

平成29年9月8日

長崎県知事  
中村 法道 様

公益社団法人長崎県看護協会  
会長 副島 都志子

## 要 望 書

だれもが、どのような健康状態であっても、住み慣れた地域で人生の最期のときまで、安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

県内市町においても、様々な取り組みがなされ、その結果ケアシステムが機能している地域がある一方で、地域包括ケアシステムについてイメージができないと言う市町担当者の声も聞かれ、取り組みの市町格差が大きいように感じています。

このような格差を是正し、市町の取り組みを加速化していくためには、県の強力なリーダーシップときめ細やかな支援施策を期待するところです。

長崎県看護協会においても、「いのち・暮らし・尊厳を守り、支える看護」を目指す職能団体として、看護職の役割発揮のため、求められる人材の確保、専門性の向上等に、行政と連携して引き続き取組んでまいりたいと考えているところです。以下の事項につきまして特段のご配慮、ご尽力を賜りますようお願いいたします。

### 要望事項

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた更なる取組の推進
  - 1) 県内訪問看護事業所の支援と訪問看護推進のための拠点となる「訪問看護事業所サポートセンター（仮称）」の設置
2. 看護職員の資質向上の推進
  - 1) 看護師の専門性の向上に向け、特定行為に係る研修の県内（長崎大学）での実施及び受講体制の整備
  - 2) 市町統括保健師の配置を推進し、保健師の現任教育が体系的に実施される仕組みの構築
  - 3) 県立高校での准看護師養成の早期停止
3. 看護職員確保対策
  - 1) 夜間勤務者の負担軽減策導入への県の支援
  - 2) 看護職のセカンドキャリア人材の雇用・就業拡大事業の実施
  - 3) 県内での特定行為研修の実施（再掲）
  - 4) 医療勤務環境改善支援センターの充実・強化
  - 5) ナースセンターの機能強化、事業推進のための予算確保

## 要望事項

### 1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた更なる取組の推進

#### 1) 県内訪問看護事業所の支援と訪問看護推進のための拠点となる「訪問看護事業所サポートセンター（仮称）」の設置

現在、本協会としても、地域包括ケアシステム構築に向けた取組の一つとして訪問看護師の確保と定着及び資質向上のため、「長崎県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業補助金」を活用し、訪問看護師並びに訪問看護事業所の支援事業を実施しているが、訪問看護現場の多くの課題に対応するためには、体制的にも、事業内容としても、現状では不十分であると感じている。

そこで、県において、訪問看護事業所支援と事業推進の拠点となるべき「訪問看護事業所サポートセンター（仮称）」を設置し、人的配置、予算措置等から支援体制の強化を図り、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを推進していただきたい。

#### ※センターに期待される機能と役割

- ① 訪問看護師、訪問看護管理者の相談支援
- ② 訪問看護に関する研修の実施（入門研修、養成研修）
- ③ 訪問看護師の各種研修の実施（管理者研修を含む）
- ④ 訪問看護師等の資質向上に向けての環境整備  
(研修受講体制整備への助成 各訪問看護事業所への教育体制整備  
に向けての支援 等)
- ⑤ 訪問看護の現状、課題等の実態把握
- ⑥ 各訪問看護事業所のサービス評価実施等への支援
- ⑦ 各訪問看護事業所が実施する患者満足度調査実施等への支援
- ⑧ 県民や関係者への訪問看護の普及啓発 等

### 2. 看護職員の資質向上の推進

#### 1) 看護師の専門性の向上に向け、特定行為に係る研修の県内での実施及び受講体制の整備

「特定行為に係る研修を受けた看護師」は、看護師の役割拡大とともに、離島・へき地や在宅医療の現場等、多くの医療課題を抱える領域、現場においては、その活躍が大きく期待されている。

しかし、県内では、当該研修を実施する機関はなく、遠隔地まで出かける必要があるため、特に活躍が期待される現場からの研修受講は、非常に厳しい状況にある。

県においては、県内の看護師が働きながら研修を受講できるよう、県内機関(長崎大学)における研修の実現に向けて取り組んでいただきたい。

また、研修受講にあたっての所属施設や看護師個々への助成等、研修受講促進に向けての仕組み等についても、併せてご検討いただきたい。

## 2) 市町統括保健師の配置を推進し、保健師の現任教育が体系的に実施される仕組みの構築

現在、県内各市町においても徐々に、「統括保健師」の配置が進められているが、今後、地域保健の現場において地域の実情をよく知る保健師に期待される役割はますます大きくなり、かつ保健師業務も複雑多岐にわたることが予測される。

地域保健の諸課題に対応する専門職としての保健師の役割を適切に発揮していくためにも、要となる市町「統括保健師」の配置とその機能発揮は、必要不可欠のものと考える。

県としても、全市町に早急に「統括保健師」が配置されるよう各市町へ働きかけていただくとともに、配置された統括保健師が十分にその機能を果たし得るよう支援をお願いしたい。また、個々の保健師が求められる高い力量を維持・向上できるよう、現任教育が体系的に実施される仕組みづくりをご検討いただきたい。

## 3) 県立高校での准看護師養成の早期停止

看護教育の4年制化が求められる現状において、准看護師養成は、カリキュラム等の観点から、社会のニーズに対応できていないと考える。

また、高等学校での看護職養成は、平成19年に示された「看護師養成を(高校卒業+)看護師3年課程での養成」へという県の方針とも矛盾を生じているとも考える。

県民の安全・安心な医療の提供のためにも、県内学生の適切な看護職選択のためにも、県立高校における准看護師養成について、早急な見直しを行っていただきたい。

※ 看護協会が、教育年限4年の実現を求める背景

- ① これからの地域包括ケアシステムにおいて、臨床推論力の育成並びに高い看護実践能力獲得のためには、臨地実習の充実強化が不可欠である。
- ② また、今後患者の療養の場が、病院から在宅、施設へと拡大していく中において、在宅看護領域の教育内容の充実が必要である。
- ③ これまでの社会のニーズに即して、教育内容の見直しは行われたが、教育時間の見直しは行われていない。今後の社会ニーズに応える看護師を育成する教育の拡充のためには、教育時間の増が不可欠である。

### 3. 看護職員確保対策

#### 1) 夜間勤務者の負担軽減策導入への支援

看護職の確保及び離職防止のためには、看護職の労働環境改善は重要な課題である。看護職が仕事も生活も充実して働き続けられるワークライフバランスの実現に向け、個々の施設もその取り組みに力を入れるようになり、本協会も、そういった施設の支援等、各種事業にとりくみ一定の成果をあげているが、まだ不十分である。

特に、病院等の医療現場では、夜間勤務者の確保が喫緊の課題となっており、個々の医療機関の努力だけでは対応困難な状況となっている。

県においても、夜間勤務者の確保に向けた次のような施策の実施についてご検討いただきたい。

- ① 各施設が取り組む夜勤者の負担軽減策等への助成
- ② 夜勤手当の増額への助成
- ③ 勤務間インターバル確保の取り組みへの助成 等

#### 2) 看護職のセカンドキャリア人材の雇用・就業拡大の事業の実施

看護師の人材確保の一助として、即戦力として活躍が期待できる退職後の看護師のセカンドキャリア人材の雇用、就業促進のための事業を実施していただきたい。セカンドキャリアとしての看護師を、再就業につなげていくためには、若い世代の就業支援とは異なる働きかけが求められる。

また、定年退職後の世代の看護師の就業にあたっては、体力、健康、生活上の都合等から、働く時間や業務内容等、より柔軟な対応が求められる。

そういった特性に配慮しつつ、経験豊富なセカンドキャリア人材の活躍の場を確保することで、看護師不足の解決や若い世代の看護師の離職防止にもつながる等の効果が期待できると考えられる。

本協会からも基金事業として、提案しているが、新たな看護師確保対策の施策として、是非、事業の実施に取り組んでいただきたい。

#### 3) 看護師の専門性の向上に向け、特定行為に係る研修の県内での実施及び受講体制の整備（再掲）

看護師がキャリアアップするための研修の受講が、県内で可能になれば、看護師の資質向上のみならず、県内定着の促進の一助ともなると考えられる。

#### 4) 医療勤務環境改善支援センターの充実・機能強化

県においては、医療勤務環境改善支援センターを設置し各医療機関の取り組みへの支援を実施されているが、同センターは、県内各医療機関にまだ十分周知、活用されておらず、また、同センターで実施されている「アドバイザー派遣事業」や「医療勤務環境改善支援事業補助金」等について、各医療機関に十分認識されていないとの声も多いようである。

各医療機関の働きやすい職場づくりを支援し、医療従事者の確保・定着を進めていくためには、医療機関で多数を占め、様々な改革の原動力となる看護職員の勤務環境改善は不可欠である。同センターの周知を図ると同時に、勤務環境改善のための相談支援に応じるアドバイザーに「看護管理アドバイザー」を配置していただき、現在配置されている医療労務管理アドバイザー及び医療経営アドバイザーと連携して医療従事者全体の勤務環境改善を支援する体制が構築できるよう機能強化を進めていただきたい。

#### 5) ナースセンターの機能強化、事業推進のための予算確保

県の委託を受け本協会で開催しているナースセンター事業については、平成 27 年 10 月に開始された看護師等の離職時等における届け出制度への対応をはじめ、ハローワークとの連携、看護職員不足の施設・定着困難な施設等への訪問等を強化することで、相談件数・就業率を伸ばすなど実績を上げてきているところであるが、求職、求人両者のニーズに応じたきめ細やかな対応をし、結果を出していくためには相談対応にあたる人材配置が必須である。

看護人材が不足している中、看護職の潜在化を防ぎ、より多くの復帰支援を進めていくため、ナースセンター事業の大勢を占める人的機能強化を図るための一層の財政措置をお願いしたい。